

荷主等企業・事業場の安全衛生ご担当者様へ。

【厚生労働省委託事業】荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会 荷役災害防止担当者安全衛生教育（荷主等向け）講習会のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらにその70%は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下、「荷役ガイドライン」といいます。）を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しました。この荷役ガイドラインに示された荷役災害防止担当者に対する安全衛生教育（荷主等向け）講習会を全国47か所で開催します。福島県での開催日時等は下記のとおりです。

この講習会は、荷役ガイドラインの安全衛生教育カリキュラムに基づいていますので、荷主等の企業・事業場の担当者の積極的なご参加をお待ちしています。

～講習会の主な内容～

1 開催日時 平成28年11月29日(火) 12:30～17:00（受付開始 12:00）

2 開催場所 郡山市労働福祉会館 2階 中ホール
（郡山市虎丸町7番7号）

- 3 講習会次第
1. 支部長挨拶
 2. 来賓挨拶（福島労働局）
 3. 福島労働局労働基準部担当官説明
 4. 荷役災害防止担当者安全衛生教育講習会
講師：関根孝司（労働安全コンサルタント）
五十嵐伸一（同 上）
 5. 質疑応答
 6. アンケート記入



4 講習会の内容

科目	範囲
1 荷役作業における労働災害の現状と荷主等に求められる役割（0.5h）	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 荷主等に求められる役割と安全衛生管理体制
2 荷役作業における労働災害防止対策（1.5h）	(1) 荷役災害防止のために実施すべき基本事項 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項
3 荷役作業の安全衛生教育（1.0h）	(1) 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の概要 (2) 陸運事業者の労働者との混在作業における荷役運搬機械の安全な使用
4 陸運事業者との連絡調整（0.5h）	(1) 荷役作業（配送先での荷卸し作業を含む。）における役割分担の明確化 (2) 荷役作業実施における陸運事業者との連絡調整 (3) 陸運業の事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置
5 関係法令（0.5h）	労働安全衛生関係法令

- 5 定員 約 50 名程度
(定員になりしだい締め切らせていただきます。)
- 6 参加費及びテキスト代 **無料**
- 7 参加申込み
参加申込は、下記参加申込書にご記入し、FAX にてご返送ください。
(受講票等は送付いたしません。)
- 8 主催機関 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 福島支部
福島市冲高字北貴船 1-2 (公益財団法人福島県労働保健センター内)
TEL 024-554-1133 事務局 小山内 (オサナイ)

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 福島支部 小山内行
FAX 024-554-5188

荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会参加申込書

参加者氏名	①	②
事業場名	(業種:)	
住所 電話番号 ご担当者氏名	〒 TEL	ご担当者

参加申込書にご記入いただいた情報は、本講習会以外は使用いたしません。